

広告入りクリーンカレンダー及び広告入りごみの分け方・出し方ガイドブック
作成に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広告入りクリーンカレンダー（以下「カレンダー」という。）及び広告入りごみの分け方・出し方ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）の作成に関して、ごみの減量、リサイクルの推進及び財源の確保を図ることを目的に、刈谷市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 カレンダーとは、ごみの収集日及び行政情報等の周知啓発を図るために、市民に提供するチラシであり、市が定めた箇所に民間企業等の広告が印刷されたものをいう。
また、ガイドブックとは、ごみの適正な分別排出方法等の周知啓発を図るために、市民に提供する冊子であり、市が定めた箇所に民間企業等の広告が印刷されたものをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 カレンダー及びガイドブックに掲載する広告内容の基準は、要綱第3条に定めるところとし、規格等は、別に、広告入りクリーンカレンダー及び広告入りごみの分け方・出し方ガイドブック作成者募集要領（以下「募集要領」という。）で定めるものとする。

(掲載期間)

第4条 カレンダー及びガイドブックの広告掲載期間は、募集要領で定めるものとする。

(入札者の資格)

第5条 カレンダー及びガイドブック作成の入札をする者（以下「入札者」という。）は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当せず、刈谷市において入札参加資格者名簿に登載され、愛知県内に本店、支店若しくは営業所が登録されている者。
- (2) 刈谷市において市税の滞納がないこと。
- (3) 刈谷市においてごみ処理手数料及びし尿処理手数料の滞納がないこと。

(入札者の募集方法)

第6条 入札者の募集は、刈谷市ホームページに掲載する。

(作成者の決定)

第7条 入札者が2者以上あった場合は、提示された入札額（作成費用から広告掲載料を差し引いた額）が最も低い者をカレンダー及びガイドブック作成者（以下「作成者」という。）とする。ただし、作成費用が予定価格を上回った者は、差引額が最も低くなった場合でも作成者とはならない。

※作成費用と広告掲載料それぞれで契約を行う（契約書には作成費用と広告掲載料両方の金額を記載する）。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、市による代理抽選により作成者を決定する。

3 作成者は、次の書類を落札日から7日以内に市長に提出するものとする。なお、証明書については発行日から3か月以内のものとする。

(1) 法人登記に関わる履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票の写し）

(2) 完納証明書等（刈谷市において市税の滞納がないことを証する書類）

(3) 事業概要（パンフレット等。個人事業主の場合は、事業主の身分証明書）

4 提出書類内容に不備又は要綱に反する事項が発覚した場合は、失格として扱うこととする。

(契約書の締結)

第8条 市長は、前条の規定に基づき、カレンダー及びガイドブックの作成に関して、作成者と契約書を取り交わすものとする。

(作成上の注意事項)

第9条 作成者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、刈谷市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう配慮するものとする。

2 作成者は、募集した広告主が要綱第3条2項に規定する条件を満たす広告主であることを確認することとする。

3 作成者は、事前に広告内容、色、デザイン等の仕様について、市と協議し、承諾を受けた後に作成しなければならない。

(カレンダー及びガイドブックの納品)

第10条 作成者は、作成したカレンダー及びガイドブックを、募集要領の規定に基づき納品しなければならない。

(広告内容の変更)

第11条 市長は、広告掲載決定後も広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの取扱基準に定めている規定に抵触すると判断したときは、作成者に対して、広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(問題発生時の対応)

第12条 作成者は、カレンダー及びガイドブックの広告内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(著作権の帰属)

第13条 作成したカレンダー及びガイドブックの著作権は刈谷市に帰属するものとする。

(その他)

第14条 この取扱基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年12月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年8月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年9月1日から施行する。